

「電子マネーカード事業に係る 財務省布告」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。
日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

電子マネーカード事業に係る財務省布告

革命団布告第五八号の第五項に基づく許可申請しなければならない事業についての財務省布告（電子マネーカード事業）

（前文省略）

第一項

本布告において、

「電子マネーカード（バット・グン・イレクトロニク）」とは、消費者による現金支払いに代えて商品代金、サービス代金、もしくは他の代金支払いに使用するために、電子マネーカード事業者が定めた原則及び方法に基づき電子マネーカード事業者が消費者に発行するカードを意味する。このとき消費者が商品代金、サービス代金、もしくはその他代金支払いを事前になした場合、支払い金額はカードに記録される。

「カード（バット）」とは、事業者が消費者に発行した書類もしくはその他の物品に加えて数字、文字、もしくは記号を意味する。

「消費者（プー・ポリポーク）」とは、消費者保護法に基づく消費者を意味する。

「電子マネーカード事業者（プーブラゴーブ・トゥラキット・バット・グン・イレクトロニク）」とは、電子マネーカード事業の営業許可を取得した者を意味する。

「金融機関（サターバン・ガーンゲン）」とは、以下を意味する。

（１）商業銀行法に基づく商業銀行。

（２）金融、金融証券及びクレジットフォンシ工業法に基づく金融会社、金融証券会社、及びクレジットフォンシ会社。

第一章

設立及び許可申請

第二項

電子マネーカード事業を許可申請しなければならない事業とする。

第一段の内容は以下には適用しない。

（１）金融機関。

（２）自己の事業である商品代金、サービス代金もしくはその他の代金支払いのため消費者に電子マネーカードを発行する者。

第三項

電子マネーカード事業者は株式会社もしくは公開株式会社の法人でなければならず、かつ大臣から文面で許可を得なければならない。

許可申請はタイ国銀行が定めた書式に基づき、当該書式に示された少なくとも以下を含む証拠書類とともにタイ国銀行を通じ提出する。

（１）会社登記証明書謄本。

（２）会社定款書謄本。

（３）会社付属定款謄本。

（４）会社の株主登録簿謄本。

このほか、もしあれば支店及び支店設置場所とともに取締役及び会計監査人の名、職歴及び資格を知らせる。

第四項

電子マネーカード事業者は二億バーツ以上の払込済み資本金を有していなければならない。

第二章 業務における要件

第五項

電子マネーカード事業者は消費者から前もって受け取る金銭の詳細及び管理方法をはっきりと示さなければならず、正しく会計に記録しなければならない。ここにタイ国銀行が定めた要件に従う。

第六項

電子マネーカード事業者は、会員募集書類及び契約書に電子マネーカード使用によって生じる諸手数料及び費用の詳細を全てはっきりと示さなければならない。ここにタイ国銀行が定めた形式に従う。

第七項

電子マネーカード事業者は以下の行動をしなければならない。

- (1) 支店開設にあたって、その営業開始日の一五日以上前もって支店開設をタイ国銀行に通知する。
- (2) 以下の場合を除き、消費者のデータを秘匿する。
 - (a) 消費者から文面での承諾を受けての公開。
 - (b) 義務に基づく、もしくは捜査に資するため、あるいは訴訟審査に資するための公開。
 - (c) その電子マネーカード事業者の会計監査人への公開。
 - (d) 法律遵守のための公開。

第八項

電子マネーカード事業者が以下の行為をなすことを禁じる。

- (1) 大臣から許可を得ずに減資する。
- (2) タイ国銀行から許可を得ずに本店を移転する、もしくは支店を移転または閉鎖する。
- (3) 大臣の許可を得ずに電子マネーカードに係る事業遂行を中止もしくは停止する。

第九項

電子マネーカード事業者は、タイ国銀行が定めた以下の件に係る原則、方法もしくは要件に従わなければならない。

- (1) 消費者から前もって受け取る金銭の管理。
- (2) 電子マネーカード使用に係る手数料。
- (3) 電子マネーカード使用に係る安全性の検査および保全。
- (4) 換金。
- (5) 消費者情報に係る実務。
- (6) 苦情があった時の対処。
- (7) 会計作成と報告。
- (8) タイ国銀行が民衆の安全と安寧のために必要と判断したその他の件。

第一〇項

以下のいずれかの様態にある者が電子マネーカード事業者の取締役、マネージャー、もしくは管理権限を有する社員になることを禁じる。

- (1) 破産者になったことがある。
- (2) 財に係る不正行為で確定判決により禁固刑を受けたことがある。

(3) 革命団布告第五八号の第五項に基づき許可申請しなければならない事業についての財務省布告(仏暦二五四五年一月一日付け)の第一〇項に基づき大臣命令により許可を取り消されたクレジットカード事業者の取締役、マネージャー、もしくは管理権限を有する社員だったことがある。

(4) 第一〇項に基づき大臣命令により許可を取り消された電子マネーカード事業者の取締役、マネージャー、もしくは管理権限を有する社員だったことがある。

第一一項

以下が明らかである時、

(1) 電子マネーカード事業者が業務上の要件に違反した、もしくは従わなかった、

(2) 電子マネーカード事業者の財務ポジションもしくは業務ポジションが公益に甚大な損害を及ぼす恐れがある、

タイ国銀行はその電子マネーカード事業者に対しその違反もしくは不遵守の是正、あるいは財務ポジションもしくは業務ポジションの是正を期限内に実施するよう命じ、遅滞なく大臣に報告する権限を有する。

電子マネーカード事業者が第一段に基づきタイ国銀行の定めた期限内に是正しなかった場合、大臣はタイ国銀行の助言により、是正のために定めた期間中、一時的に業務全て、もしくは一部を停止するよう電子マネーカード事業者に命じる権限を有する。ここにおいて大臣は電子マネーカード事業者に遵守させる原則、方法もしくは要件を定めることができる。

電子マネーカード事業者が第二段に基づく大臣命令に違反している、もしくは従わない場合、大臣はその電子マネーカード事業者の電子マネーカード事業許可を取り消す権限を有し、第二段の内容を準用する。

第一二項

電子マネーカード事業者が電子マネーカード事業の廃業を希望する場合、タイ国銀行を通じ大臣に通知する。

第一段に基づく通知を受けた時、タイ国銀行は通知を受けた日から三〇日以内に遅滞なく審査し、大臣に意見を提出する。

大臣はタイ国銀行の助言により、審査の上、いずれかの要件及び方法の下でいつ廃業させるかについて命令を出す。ここに、第二段に基づくタイ国銀行の報告を受け取った日から三〇日以内に審査を終える。ただし当該期間内に審査を終えることのできない事由がある場合、大臣は当該期間が終了する前に電子マネーカード事業者に文面で通知する。審査期間の延長は当該期間終了から三〇日以内とする。

大臣が電子マネーカード事業者に対し廃業を許可した時、電子マネーカード事業者は流布している日刊新聞の少なくとも一紙に三日以上、公告する。

第一三項

タイ国銀行は仏暦二五一五年一月二六日付けの革命団布告第五八号及び本布告に基づく執行、本布告で定められた事業の遂行の検査、及び仏暦二五一五年一月二六日付けの革命団布告第五八号に基づく違法行為についての訴訟執行のために、タイ国銀行の職員を係官に任命する権限を有する。

第一四項

係官の求めがあった時、電子マネーカード事業者はその取締役、社員、被雇用者もしくは会計監査人をして証言させる、あるいは係官の要望に応じてその電子マネーカード事業者の事業に係る帳簿書類及びその他の証拠を提出させなければならない。

第一五項

本布告で定められた要件に違反した、もしくは従わなかった者は、仏暦二五二五年一月二六日付けの革命団布告第五八号に掲げられたところに基づく罰則に処する。

経過規定

第一六項

本布告の施行日に事業を営んでいた電子マネーカード事業者で、その事業の継続を希望する者は、本布告の施行日から六〇日以内に許可申請を提出する。

第一七項

第一六項に基づき許可申請を提出した電子マネーカード事業者で、第四項に掲げた金額を下回る払込済み資本金しかない者は、電子マネーカード事業許可を得た時、本布告施行日から六ヶ月以内に増資及び払い込みを登記しなければならない。

第一八項

本布告は官報告示日から六〇日が経過した時に施行する。〔注／官報告示は二〇〇四年一〇月一日〕

仏暦二五四七年十一月四日布告